

## 資料 4

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」（広島市）

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」  
(広島市)

○広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程

平成 14 年 11 月 27 日  
選挙管理委員会告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号。以下「電磁記録投票法」という。)、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成 14 年政令第 19 号。以下「電磁記録投票法施行令」という。)及び広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例(平成 14 年条例第 50 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、広島市公職選挙事務取扱規程(昭和 55 年広島市選挙管理委員会告示第 17 号。以下「事務規程」という。)の特例を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法等)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項本文の規定により、広島市長選挙のすべての候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)を、電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)に同時に表示する場合は、別記第 1 号様式に準じて行うものとする。

2 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による候補者の党派別の表示は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 89 条第 4 項に規定する場合においては、同項の規定による略称により行うものとする。

3 条例第 3 条第 1 項本文の規定によりすべての候補者の氏名等を画面等に同時に表示する場合及び同条第 2 項の規定により候補者の氏名等を音声により表示する場合には、それぞれの候補者の氏名に、同条第 3 項本文の規定により定めた順序を表す番号を付すことができる。

(電磁的記録式投票機の指定の告示)

第 3 条 電磁記録投票法第 6 条第 2 項の規定による告示は、別記第 2 号様式に準じて行うものとする。

(投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写)

第 4 条 電磁記録投票法第 10 条第 1 項の規定による複写は、選挙人の投票が、投票の電磁的記録媒体に記録された後、直ちに他の一の電磁的記録媒体に行わなければならない。

(候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第 5 条 電磁記録投票法施行令第 7 条第 1 項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させることを決定したときは、広島市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)は、直ちにその旨を電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区選挙管理委員会(以下「区の委員会」という。)に通知しなければならない。

2 当該区の委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

3 前 2 項の規定による通知は、別記第 3 号様式に準じて行うものとする。

4 電磁記録投票法施行令第 7 条第 2 項の規定による掲示は、事務規程別記第 37 号様式の規定を準用する。

(選挙権を有しない者の通知等の特例)

第6条 電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る事務規程第4条、第5条及び別記第1号様式の規定の適用については、事務規程第4条中「令第1条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第1条の規定により読み替えて適用される令第1条」と、事務規程第5条中「第252条」とあるのは「第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで」と、同様式中「(第252条)」とあるのは「(第252条)(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで)」と、「同法施行令第1条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第1条の規定により読み替えて適用される公職選挙法施行令第1条」とする。

(投票立会人引継書の様式の特例)

第7条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票立会人引継書について、事務規程別記第26号様式の2の規定を適用する場合においては、同様式中「投票用紙を再交付した者」とあるのは「投票カード(選挙人が電磁的記録式投票機を投票できる状態にするために用いるカードをいう。以下同じ。)又は投票用紙を再交付した者」と、「

5	代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
6	投票拒否の決定をした者		＼
	」とあるのは「		
5	電磁的記録式投票機を用いた代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
6	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
7	仮投票の代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
8	投票拒否の決定をした者		＼

」とする。

(投票所の設備)

第8条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票所には、事務規程第26条の規定にかかわらず、有権者の数に応じて適宜に、調査係、選挙人名簿対照係、投票カード交付係、電磁的記録式投票機監視係、投票カード受領係、庶務係、電磁的記録式投票機及び投票記載所を別記第4号様式に準じて設けなければならない。

(投票用紙等の投票管理者に対する送致の特例)

第9条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票管理者に対する投票用紙等の送致について、事務規程第36条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「投票箱等」とあるのは、「投票箱、電磁的記録式投票機、電磁的記録媒体、運用カード(投票管理者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をするために用いるカードをいう。以下同じ。)、投票カード、投票カード発券機等」とする。

(電磁的記録式投票機を用いた代理投票処理調書等の作成)

第10条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票管

理者は、事務規程第37条第1項の規定にかかわらず、別記第5号様式による電磁的記録式投票機を用いた代理投票処理調書を備え、電磁記録投票法第7条第1項の規定による電磁的記録式投票機を用いた代理投票の際にとった措置を記載しなければならない。

- 2 前項の投票管理者は、別記第6号様式による電磁的記録式投票機の操作についての補助に関する処理調書を備え、電磁記録投票法第7条第3項の規定による補助の際にとった措置を記載しなければならない。

(投票箱閉鎖後の措置の特例)

第11条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票箱閉鎖後の措置について、事務規程第41条の規定を適用する場合においては、同条中「令第43条の規定により投票箱を開鎖したとき」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第2条第4項の規定により読み替えて適用される令第43条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第2条第5項の規定による措置をしたとき」と、「投票箱のかぎ」とあるのは「投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第2条第5項に規定する容器をいう。以下同じ。)のかぎ」とする。

(投票箱等の送致の特例)

第12条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票管理者の投票箱等の送致について、事務規程第42条、別記第41号様式及び第41号様式の2の規定を適用する場合においては、同条第1項中「法第55条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第8条の規定により読み替えて適用される法第55条」と、事務規程別記第41号様式中「

受付 物件	受付番号	内訳	数量	受領確認
	1	投票箱	箱	
	2	投票箱のかぎ その一 その二	各 袋	
	3	選挙人名簿抄本	冊	
	4	投票区別索引簿	冊	
	5	投票録	部	
	6	投票進度表	枚	
	7	仮投票及び不在者投票の不受 理(拒否)に関する調書	部	
	8	不在者投票に関する調書	部	
	9	投票用紙の残 一般 点字	枚 枚	

」とあるのは「

受付 物件	受付番号	内訳	数量	受領確認
	1	投票箱	箱	
	2	投票箱のかぎ その一 各 袋		

その二			
3	投票の電磁的記録媒体に係る容器	個	
4	投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器	個	
5	投票の電磁的記録媒体に係る容器のかぎ	袋	
6	投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器のかぎ	袋	
7	選挙人名簿抄本	冊	
8	投票区分別索引簿	冊	
9	投票録	部	
10	投票進度表	枚	
11	仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書	部	
12	不在者投票に関する調書	部	
13	投票用紙の残 一般 点字	枚	

」と、事務規程別記第41号様式の2中「

18	グラウンド用照明点灯カード (照明の使用状況)	枚
	使用…有 · 無／異常…有 · 無	

」とあるのは「

18	グラウンド用照明点灯カード (照明の使用状況)	枚
	使用…有 · 無／異常…有 · 無	
19	電磁的記録式投票機	台
20	投票カード発券機	台
21	投票カード	枚
22	運用カード	枚

」とする。

(線上投票の申出及び告示の特例)

第13条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の線上投票の申出及び市の委員会の線上投票の告示について、事務規程第44条及び別記第43号様式の規定を適用する場合においては、同条第1項中「法第56条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第8条の規定により読み替えて適用される法第56条」と、同条第2項中「令第46条第1項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第2条第6項の規定により読み替えて適用される令第46条第1項」と、同様式中「公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第8条の規定により読み替えて適用

される公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 56 条」とする。

(開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示の特例)

第 14 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示について、事務規程第 52 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 項中「令第 70 条第 2 項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定により読み替えて適用される令第 70 条第 2 項」とする。

(開票の場所及び日時の告示の様式の特例)

第 15 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票の場所及び日時の告示について、事務規程別記第 58 号様式の規定を適用する場合においては、同様式中「第 65 条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号)第 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 65 条」とする。

(投票箱等の受領及び保管の特例)

第 16 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の投票箱等の受領及び保管について、事務規程第 58 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「投票箱及びかぎ」とあるのは、「投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器並びにそれぞれのかぎ」とする。

(開票前の投票箱等の検査等)

第 17 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者は、事務規程第 59 条の規定にかかわらず、開票所において開票のため投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器を開くときは、それらを開く前に開票立会人の立会の上、投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器並びにそれぞれのかぎに異状がないかどうかを検査しなければならない。

- 2 前項の開票管理者は、投票の電磁的記録媒体に係る容器を開いた後、投票の電磁的記録媒体の封印を解くときは、その封印を解く前に開票立会人の立会の上、封印に異状がないかどうかを検査しなければならない。
- 3 第 1 項の開票管理者は、電磁記録投票法第 10 条第 2 項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行うときは、別記第 7 号様式による投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書を作成するとともに、前項の規定に準じて投票を複写した電磁的記録媒体の封印を検査しなければならない。

(投票の点検の特例)

第 18 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項及び第 7 条の規定による投票については、事務規程第 61 条の規定は、適用しない。

- 2 電磁記録投票法第 9 条第 4 項の規定による投票の効力の決定は、別記第 8 号様式を用いてしなければならない。

(開票結果の速報等の特例)

第 19 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の開票結果の速報等について、事務規程第 62 条、別記第 63 号様式及び第 64 号様式の規定を適用する場合においては、同条第 4 項中「法第 66 条第 3 項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第 9 条第 5 項」と、事務規程別記第 63 号様式その 1 中「

届出番号	党派	候補者氏名	得票数
(A) 得票総数			
(B) あん分の際切り捨てた票数			
(C) 有効投票数 ((A)+(B))			
(D) 無効投票数			
(E) 投票総数 ((C)+(D))			
(F) 不符合	不受理		
	その他		
(G) 投票者総数 ((E)+(F))			

」とあるのは「

届出番号	党派	候補者氏名	得票数	得票数の内訳	
				電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数
(A) 得票総数					
(B) あん分の際切り捨てた票数					
(C) 有効投票数((A)+(B))					
(D) 無効投票数					
(E) 投票総数((C)+(D))					
(F) 電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数					
(G) 不 突 合	不 受 理				
	そ の 他				
(H) 投票者総数((E)+(F)+(G))					

」と、事務規程別記第 64 号様式その 1 中「

有効投票数	無効投票数	投票総数	備考
/	/	/	

」とあるのは「

区分	投票数	投票数の内訳		電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数	備考
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票		
有効投票数					
無効投票数					
投票総数					

」と、同様式その 1 備考 2 中「投票者数と投票総数」とあるのは「投票総数と電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数の合計と、投票者数」と、同様式その 2 中「

届出番号	候補者氏名	党派	得票数	届出番号	候補者氏名	党派	得票数


」とあるのは「

届出番号	候補者氏名	党派	得票数	得票数の内訳	
				電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数

」とする。

(開票に関する書類等の引継ぎの特例)

第 20 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の開票に関する書類等の引継ぎについて、事務規程第 63 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 42 条第 1 項」とあるのは、「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程第 12 条の規定により読み替えて適用される第 42 条第 1 項」とする。

(投票の保存及び処分の特例)

第 21 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の投票の保存及び処分について、事務規程第 64 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「法第 71 条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 71 条」とする。

(選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示の特例)

第 22 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示について、事務規程第 68 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 項中「令第 70 条第 2 項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定により読み替えて適用される令第 70 条第 2 項」とする。

(選挙会の場所及び日時の告示の様式の特例)

第 23 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の選挙会の場所及び日時の告示について、事務規程別記第 69 号様式の規定を適用する場合においては、同様式中「第 80 条第 1 項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号)第 11 条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 80 条第 1 項」とする。

(当選人決定等の報告の様式の特例)

第 24 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の当選人決定等の報告について、事務規程別記第 78 号様式の規定を適用する場合においては、同様式中「

新、現、  
元の別

」とあるのは「

得票数の内訳		新、現、 元の別
電磁的記録式投 票機を用いた投 票による得票数	電磁的記録式投 票機を用いた投 票によらない得 票数	

」と、「

候補者氏名	党派	得票数	備考
有効投票			票
無効投票			票
投票総数			票

」とあるのは「

候補者氏名	党派	得票数	得票数の内訳		備考
			電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数	

投票の区分	投票数	投票数の内訳		備考
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票	
有効投票	票	票	票	票
無効投票	票	票	票	票
投票総数	票	票	票	票
電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数				人

」とする。

(選挙の結果報告の様式の特例)

第 25 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の選挙の結果報告について、事務規程別記第 79 号様式の規定を適用する場合においては、同様式第 3 表中「

投票総数 (A)	有効投票数 (B)	無効投票数 (C)	無効投票率 (%) ((C) / (A)) × 100
備考			

」とあるのは「

区分	投票数	投票数の内訳	無効投票率 (%) ((C) / (A)) × 100	電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票	
投票総数	(A)			
有効投票数	(B)			
無効投票数	(C)			
備考				

」と、同表備考中「投票総数」とあるのは「投票総数と電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数の合計」と、同様式第 4 表中「

（その2）							区						
所の紙用なもの	定用をいい	所のの号記方にらいの	定○記の載法よなも	候補者又はなるき対記し こなして号をもの	2上候者対ての号記しもの	○記以の項記しもの	被選挙権な候者対ての号記しも うの補にし○記を載たの	○記をら載なも	の号外事を載た	○記をら載なも	の号自記しい	白紙投票	合計

」とあるのは「

（その2）

（その2）							区						
所の紙用なもの	定用をいい	所のの号記方にらいの	定○記の載法よなも	候補者又はなるき対記し こなして号をもの	2上候者対ての号記しもの	○記以の項記しもの	被選挙権な候者対ての号記しも うの補にし○記を載たの	○記をら載なも	の号外事を載た	○記をら載なも	の号自記しい	白紙投票	合計

（その2の2）

区

候補者でない者又は候補者となること ができる者に対して投票したもの	被選挙権のない候補者に 対して投票したもの	合計

」と、同表備考1中「その1及びその2により」とあるのは「その1及びその2により、電磁的記録式投票機を用いる投票による場合は、その1、その2及びその2の2により」と、同様式第5表中「

点字投票		
有効	無効	計

」とあるのは「

点字投票		
投票者数	開票結果	
不在者投票所	有効	
投票所	無効	
計	計	

」と、同様式第6表中「  
第6表 代理投票に関する調査

区

総数	内訳					
	投票当日投票所における代理投票			選挙人の属する区の選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票の代理投票		
身体の障害	その他	計	身体の障害	その他	計	

」とあるのは「  
第6表 代理投票等に関する調査

区

代理投票の総数	代理投票の内訳						電磁的記録式投票機の操作について補助を行わせた者
	電磁的記録式投票機を用いた代理投票			選挙人の属する区の選挙管理委員長に対してなした不在者投票の代理投票			
身体の障害	その他	計	身体の障害	その他	計		

」と、同様式第8表中「

得票数

」とあるのは「

得票数	得票数の内訳	
	電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数
~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~